

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でP F O S又はその塩、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）に関する意見公募（パブリックコメント）について

令和8年3月31日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

1. 意見募集の趣旨、目的及び背景

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でP F O S又はその塩、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和8年3月31日（火）から同年4月29日（水）までの間、意見募集（パブリックコメント）を行います。

2. 意見募集対象

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でP F O S又はその塩、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年3月31日（火）から同年4月29日（水）まで
郵送の場合は4月29日消印有効

4. 資料入手方法

- 以下のウェブサイトに掲載
【電子政府総合窓口（e-Gov）】 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
【環境省HP】 <http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

5. 意見提出方法

別添の意見提出用紙の様式及び以下の記入要領に従い、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送又はE-mailのいずれかの方法で御提出ください。

（注意事項）

※ 御意見は日本語で提出してください。

- ※ 件名に必ず「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でP F O S又はその塩、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）に関する意見」と記載してください。
- ※ 郵送の場合は、A4版の用紙で提出してください。
- ※ 電話及び匿名での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【記入要領】

(宛先) 「6. 意見提出先」のパブリックコメント担当宛

(件名) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でP F O S又はその塩、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）に関する意見
(※郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください)

(氏名) (※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

(住所)

(電話番号)

(電子メールアドレス)

(意見)

- ・ 該当箇所(※「2. 意見募集対象」のうち、どの部分についての意見か、該当箇所が分かるよう明記してください)
- ・ 意見内容
- ・ 理由(※根拠となる出典等を添付又は併記してください)

6. 意見提出先

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

※2000文字を超える場合は、その他の方法により提出してください。

(2) 郵送又はE-mailの場合

パブリックコメント担当

○環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-5521-8253(直通)

E-mail: chem※env.go.jp(送付する際は、※を@に変更してください。)

7. その他

御提出いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個

人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報は適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用いたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表P F O S又はその塩の項、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でP F O S又はその塩、P F O A若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はP F H x S若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	